

新年の辭

陸軍十六師管隊伍少將

皇祖考遠ク建國ノ宏謨ニ鑒ミ徵兵ノ詔ヲ下シ以テ舉國皆兵ノ制ヲ建テサセタマヒシヨリ茲ニ六十年ナリ我カ臣民ノ忠勇英武ナル屢國難ニ當リ克ク奉公ノ至誠ヲ摺テ以テ國威ヲ中外ニ顯揚セリ卿等其レ克ク皇祖考ノ遠猷ヲ闡明シ我カ臣民ヲシテ益國基ノ鞏固ニ勉メ進ミテ力ヲ世界平和ノ擁護ニ致サシメムコトヲ期セヨ

勅
詔

昭和七年十一月二十八日下記
徵兵制六十年

本 人 也 是 一 个 人

多事多端に赴きつつあることを如實に感するのである現に今年の如きも一昨年に端を発した満洲事變は國際聯盟の無用なる容喙に依て益々複雜性を加へ満洲國は成立したるもの安寧秩序の維持未だ全からず皇軍は朔北零下三十度の嚴寒を冒して興安嶺の彼方に活躍しつつあり國內亦經濟的に安定せず遙かに壽府の空に於ては國民を代表して帝國全權が眞に決死的の孤軍奮闘を續けつつあるのである唯茲に吾人の意を強くするものは國民が對外的に一致結束如何なる難關に遭遇するも其主張を貫徹し障礙を突破するにあらざれば一步も退かざるの斷乎たるの決意を持つて居ることであるといはねばならぬ。

に國家の爲に慶賀に堪えざる所である而して時局が如何に推移するやは何人も逆賭する能はざる所なるも將來に於て平々坦々たる大道を往くが如き安易なものでないことは明かな所である寧ろ國際的の動きを察する時我國は益々難局に立ち場合に依りては乾坤一擲の大事を招來することなきにしもあらざることを知らねばならぬ何れにしても帝國の使命たる東洋永遠の平和を確立し更に大亞細亞民族の安寧幸福を齎し所謂昭和維新的皇謨を翼賛し奉る域に達する迄は前途遼遠であつて満洲問題は實に帝國の大使命達成の單なる序曲に過ぎないものであるといはねばならぬ。

不撓堅忍持久抜くべからざる
牢固たる氣概を以て所期の目標に邁進することを希望して
已まない次第である。

國家多事なりし昭和七年を
り萬象新なる新春を迎ふる
當り會員諸君と共に恭しく
壽の萬歳を祝し皇室の彌榮
壽き奉ることは洵に光榮且
快に堪えざる處である柳々
心より此の新春を悦ひ得る
々の幸福は何に基くもので
るか云ふ迄もなく建國以來
るぎなき皇室の御稟威に浴
且つは先人の偉大な功業恩
受けるに外ならないのであ

年
頭

中府司令長官海軍中將
辭
中 村 良 三
迎へ、郷軍人會員諸士と偕に恭しく賀年の無窮と、聖壽の萬歳
誠在人會の隆昌を榮賀し得るは余の最も光榮とする所である。
以來少の波瀾曲折を経たりとは言へ満蒙方面を今日の態勢たゞ
陛下御覆廩と軍民協心發力の賜に外ならぬ此の間郷軍人會會
心勢なりて國論の統一に貢獻したる其の功績は亦絶大なるも
今や世界の情勢は愈々微妙にして益々複雜となり、其の變化
り、されば吾人は從來に比し一段の決心と努力とを要す
重責に鑑み、益々操守を堅くし思想の善導國論の喚起に關
一心軍民一致國難匡救の實を擧げ皇基を泰山の安きに保
れん
於言以て年頭の辭とす。

られた譯である併し乍ら頑迷にして不靈不信なるリツトン故敵本主義に立脚する聯盟等の空論國際關係は容易に解決の曙光を發見し得ないが帝國の所信と邁進の方針には三の變りもない經濟問題思想等國內の變調亦固より大に憂ふべきだ要は國民一致の辛苦であり又自力更生である我が等在郷車人は、聖旨を奉體益々軍人精神を鍛練し而して世道人心を正導して我國一大偉業を實現すると共に眞に世界平和の基調を築きあげねはならないのである現下の國難打開の責務は實に我々軍人に俟つ事が多い非常國難に處する國民一般の意志を彌がる上に昂起せしめ以て舉國一致の實を發揮して松岡全權の所謂「戰はれからだ」に備ふるに遺憾ながらしむる爲に益々團結を鞏固にし國家の忠良國民の中堅たるの實を揚げねばならぬと思ふ一言を叙して祝辭とする。

謹賀新年
一月元旦

村
良

聖壽の萬葉
三
する所である。
在郷軍人會日記
日の態勢したる
亦絶大なる
となり、其の
努力とを要す
國論の喚起に
山の安きに關

役義務を清算せねばならぬ、今度の事變で躊躇なく届出た者も尠くない」事の概要を紹介すると左の通りである。
参考の爲所在不明者減少の爲め、陸軍省は昭和四年陸軍省訓令第十四號所在不明者調査の件を徹底せしむる特別詮議につき司法省と協議す。
一、内務省—知事、北海道廳長官、警視總監に所在不明者減少の法を計らしむる警察をして所在不明者の調査、申告の勵行及申告者の取扱をなさしむる社會局では鐵山關係者に就て所在不明者の申告を勵行せしむる(※二頁へ續く)
2 归休、豫備、後備又は第一補充兵(未教育を含む)で所在不明なる者、その他轉籍、氏名變更又は死亡等戸籍變更の場合に届出なく爲る者に所在不明と看做されるる者
3 第二補充兵(未教育を含む)第一國民兵で轉籍等戸籍變更時に所要の手續を執らず所在不明と目されてゐる者(2)(3)に相當して所在不明者として取扱はれること在郷軍人としては固より大なる恥辱である

も旅費なく、又寄宿地臨時受検の便宜を知らざりし爲止むなく検査を受けざりし者（此の様な場合は憲兵なり、警察なりに頼んで現住所に寄留地の役場で臨時受検の便を計つて貰へば宜しい）死亡又は行衛不明となつて家族等から申立のない場合、（此の種の者が非常に多いので失踪宣告手續を附録として記載したので十分利用を願ひ度）若い時の一つの過つた考信不通となつた者（此の者は是非速に申告して兵

（軍に所致が國々ある）
A 徵集延期の資格（例へば
海外在留）ありて無届の
者此の様な者は領事なり
本籍役場に申し出なさい
B 住所不明の爲徵兵検査の
通知届かず本人も亦氣が
付かずに過した者（此の
様な場合は本籍の役場に
問ひ合せば宜しい）
C 徵兵検査の通知を受けて
兵検査を受けざる男子
死亡、失踪に就ては徵兵
検査未終了者と同じ様に
家族等から手續をせねば
ならぬ。
今年は徵兵制六十年に相當す
るから如上の所在不明者を一
掃し益々我國民の義勇奉公の
志を徹底し皇國の基礎を固く
造り上げたいと考へてゐる。
由來兵役上の處分は故意たる

兵役上の所在不明者の減少に就て

兵役上の所在不明者の多寡は一國兵役義務心の「パロメータ」である。從て此の數は極力減少を計らねばならぬ、従々兵役上の所在不明者とは何を指すか、通俗的に述べると左の通である。

1 満二十歳を過ぎて故なく徵

あるから今回の満洲事變を契機として率先役場に届出で又將來も確實に手續を執らねばならぬ。

未教育の者には是非在郷軍人分會に於て届出の義務を理解させて欲しいへ

詳細兵役法施行規則第五

本誌には修養、軍事、事業等を記載する外支部と聯合分會及分會との連絡に必要事項が掲載してあるから役員特に分會長常務理事は必ず通讀するを必要とする。

